

第一号様式（第二条関係）（A7）

（表）

年 月 日交付第 号（使用期間1年）		
職 名	氏 名	生 年 月 日

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物
の建築の促進に関する法律第4条第4項の規定による
立 入 検 査 証

（所管行政庁名） 印

（裏）

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の
建築の促進に関する法律抜粋

第4条 3 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令
で定めるところにより、特別特定建築物の建築若しくは維持保全をする者
に対し、特別特定建築物の利用円滑化基準（前条第2項の条例で付加した事項
を含む。次条において同じ。）への適合に関する事項に関し報告させ、又は
その職員に、特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特別特定建
築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、
関係人に提示しなければならない。

5 第3項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの
と解釈してはならない。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一 第4条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は
同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二号様式（第三条関係）（A4）

（第一面）

認 定 申 請 書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、特定建築物の建築等及び維持保全の計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(第二面)

1 特定建築物及びその敷地に関する事項

〔地名地番〕			
〔延べ面積〕	㎡		
〔敷地面積〕	㎡		
〔建築面積〕	㎡		
〔建築物の階数〕	階		
〔構造方法〕	造	一部	造
〔主要用途〕			
〔用途別床面積〕			
用途 ()	床面積 (㎡)	階 ()
()	(㎡)	()
()	(㎡)	()
()	(㎡)	()
()	(㎡)	()
〔特定施設の床面積のうち、通常の建築物の特定施設の床面積を超える部分〕			
〔工事種別〕			
〔確認の特例〕			
法第6条第4項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無 < 有・無 >			

(注意)

1. 〔主要用途〕及び〔用途別床面積〕の欄には、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令第1条及び第2条の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入するとともに、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。また、(階)の部分には、当概用途の部分がある階(複数の階に及ぶ場合はそのすべての階)を記入してください。
2. 〔特定施設の床面積のうち、通常の建築物の特定施設の床面積を超える部分〕の欄には、法第8条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(認定建築物の延べ面積の10分の1を限度とする。)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。
3. 〔工事種別〕の欄には、「新築」、「増築」、「改築」、「用途変更」、「修繕」又は「模様替」のうち該当するものを記入してください。
4. 〔確認の特例〕の欄には、認定の申請に併せて、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の確認申請書を提出して適合通知を受けることを申し出る場合においては「有」を 印で囲み、申し出ない場合においては、「無」を 印で囲んでください。

(第三面)

2 特定施設の構造及び配置に関する事項

出入口

		平面図 番号等	段のある 出入口
多数の者が利用する出入口（直接地上へ通ずる出入口を除く。）	幅90cm以上のもの 幅90cm未満のもの		
直接地上へ通ずる出入口	幅120cm以上のもの 幅90cm以上120cm未満のもの 幅90cm未満のもの		

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図に記入した出入口の記号等を記入してください。

廊下等

	平面図番号等
突出物	
休憩用の設備	

(注意)

- 1．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置が分かるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したそれぞれの記号等を記入してください。
- 2．突出物を設けている場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないように講じた措置がわかる資料を別に添付してください。
- 3．廊下等及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

(第四面)

階段

	平面図番号等	縦断面図番号
階段		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した階段の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該階段の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 階段及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、段がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

	平面図番号等	縦断面図番号
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した傾斜路の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該傾斜路の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 傾斜路及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

(第五面)

昇降機

	配置図・平面図番号等	構造詳細図番号
昇降機（特殊な構造又は使用形態の昇降機を除く。）		
特殊な構造又は使用形態の昇降機		

	当該装置が設けられる昇降機	提供する情報の内容	
		かご内	乗降ロビー
音声により情報を提供する装置			

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した昇降機の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した昇降機の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該昇降機の構造詳細図の番号を配置図・平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 当該装置が設けられている昇降機の欄には、音声により情報を提供する装置が設けられた昇降機について、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した昇降機の記号等を記入し、提供する情報の内容の欄には、当該装置の音声により提供される情報の内容を、当該装置の設けられる場所に応じて、かご内及び乗降ロビーの欄に、それぞれ記入してください。

(第六面)

便所

階	便所の総数	車いす使用者用便房数

	平面図番号等	構造詳細図番号
車いす使用者用便房のある便所		
腰掛便座及び手すりの設けられた便房がある便所（車いす使用者用便房のある便所を除く。）		
床置き式の小便器その他これに類する小便器がある便所		

(注意)

1. 便所の総数の欄には、多数の者が利用する全便所（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する全便所）にある便房（車いす使用者用便房を含む。）の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便所の記号等を記入するとともに、車いす使用者用便房の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

敷地内の通路

	配置図	縦断面図番号
段		
傾斜路		

(注意)

1. 配置図の欄には、配置図内の位置が分かるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその踊場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。
3. 地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

(第七面)

駐車場

全駐車台数	車いす使用者用駐車施設数

	配置図・平面図番号等
車いす使用者用駐車施設	

(注意)

1. 全駐車台数の欄には、多数の者が利用する全駐車場（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する全駐車場）の駐車台数（車いす使用者用駐車施設数を含む。）の合計を記入してください。
2. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図内又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した車いす使用者用駐車施設の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす使用者用駐車施設の記号等を記入するとともに、車いす使用者用駐車施設の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。

浴室等

	平面図番号等	構造詳細図番号
車いす使用者用浴室等		

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす使用者用浴室等の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該浴室等の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

(第八面)

車いす使用者用客室

客室の総数	車いす使用者用客室数

	平面図番号等
車いす使用者用客室	

(注意)

- 1 . 客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。
- 2 . 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす使用者用客室の記号等を記入してください。

案内設備までの経路

	配置図・平面図番号等
案内設備	
音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備	有 ・ 無

(注意)

- 1 . 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置が分かるように、配置図に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入してください。
- 2 . 案内設備までの経路及び線状ブロック等又は点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、線状ブロック等又は点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。
- 3 . 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を 印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

(第九面)

3. 特定施設の維持保全に関する事項

(1) 維持保全に関する責任範囲及び実施体制

1 所有者の氏名又は名称	
2 管理者の氏名又は名称	
3 維持保全責任者の氏名又は名称	
4 維持保全業務の委託 (委託先の名称) (委託業務内容)	する ・ しない
5 維持保全計画の作成予定等	

(注意)

1. 1欄から4欄までは、特定建築物の建築等の事業の完了後について記入し、未定のときは空欄にしておいてください。
2. 4欄は、維持保全業務の委託について「する」又は「しない」のうち該当するものを印で囲んでください。「する」を 印で囲んだ場合にのみ について記入してください。
3. 5欄は、1欄から4欄までが未定の場合において、今後どのようにして維持保全計画を作成するかについて、維持保全計画作成までの認定申請者の維持保全に関する責任範囲を含めて記入してください。

(2) 維持保全業務の概要

特定施設	維持保全業務の内容

(注意)

維持保全業務の内容の欄には、特定施設ごとに、定期的な点検の実施計画、修繕の実施計画等維持保全業務の内容として予定していることを記入してください。

(第十面)

4. 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

	内 訳	金 額 (百万円)
支 出	建築費 用途取得造成費 事務費 借入金利息	
	計	
収 入	自己資金 借入金 (借入先)	()
	計	

5. 特定建築物の建築等の事業の実施時期

〔事業の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔事業の完了の予定年月日〕	年	月	日

第三号様式（第五条第二項関係）（A4）

認 定 通 知 書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日
() { 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名 }

殿

所管行政庁

印

下記による申請書の記載の計画について、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第6条第3項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日

2. 特定建築物の位置

3. 特定建築物の概要

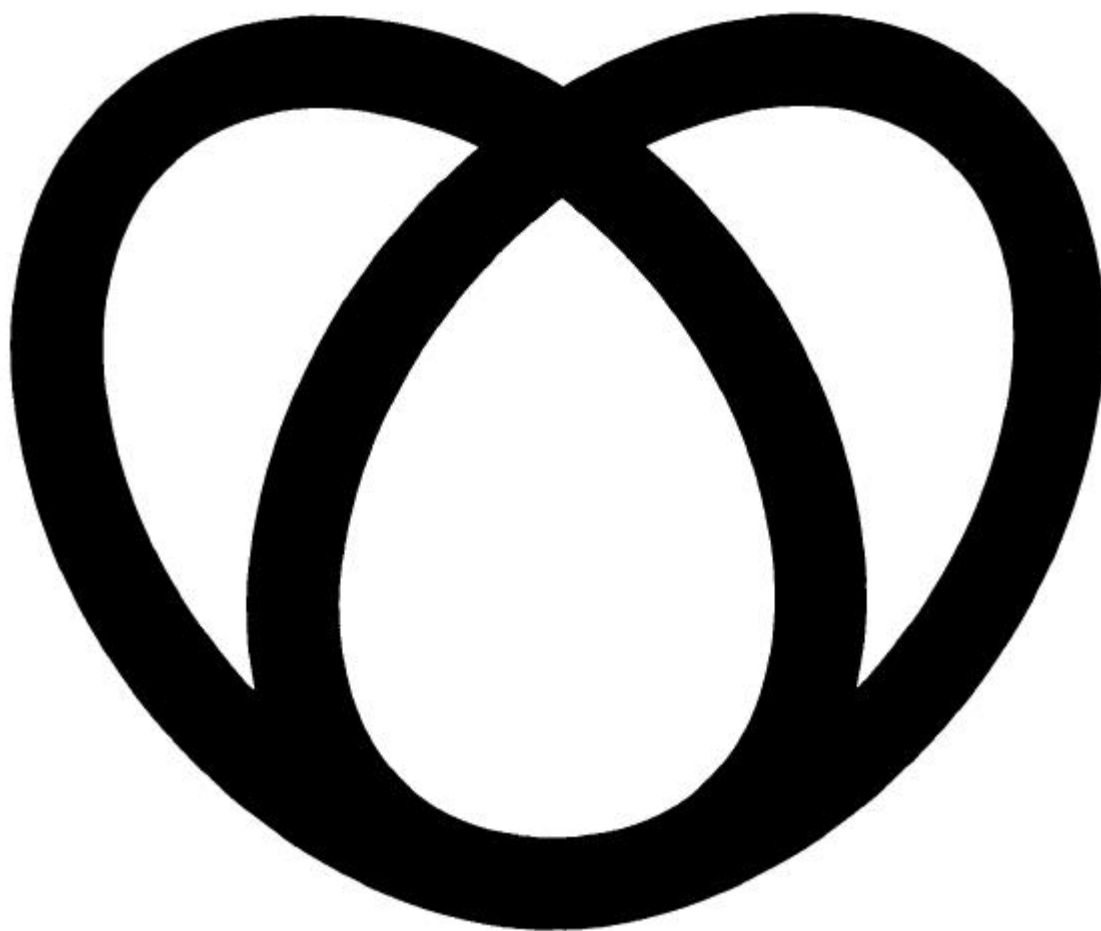
主要用途

延べ面積

その他の事項

() は法第6条第4項の規定により適合通知を受けた場合に記入されます。

第四号様式（第二十三条第二項関係）



（注意）

- 1．大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
- 2．増築等又は修繕等の場合は、利用円滑化誘導基準に適合するものとして認定を受けた部分を記載すること。